

大阪府公安委員会指令（監）第146号
令和4年9月7日

審査請求人

住所 大阪市北区西天満四丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏名 弁護士 山中理司

大阪府公安委員会



裁 決 書

令和3年3月3日付けで申立てのあった行政文書の部分公開決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人は、令和3年1月26日、大阪府警察本部長に対し、大阪府情報公開条例第6条の規定により、請求内容を「交通切符等の記載例（大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの）（最新版）」とする行政文書公開請求を行った。

2 行政文書公開請求に係る決定及び通知

(1) 大阪府警察本部長は、令和3年2月9日、本件請求に関し、公開請求に係る対象行政文書に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要することを理由に、大阪府情報公開条例第14条第2項の規定を適用し、公開決定等を行う期限を令和3年2月24日として、審査請求人に通知した。

(2) 大阪府警察本部長は、令和3年2月24日、上記1の行政文書公開請求に対し、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、当該請求に係る行政文書を次のとおり特定の上、一部を公開するとの部分公開決定（大阪府警察本部指令（交指）第1号）を行い、公開しないことと決定した部分ごとに次の理由を付して、審査請求人に通知したものである。

（一部を公開することと決定した行政文書の名称）

ア 交通切符等の記載例

イ 小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許等について（通知）（平成31年2月26日）

- ウ 道路交通に関する条約締結国等について（通知）（平成31年3月）
エ 道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和元年11月25日）
オ 道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和2年4月7日）

（公開しないことと決定した部分及び公開しない理由）

ア 「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）、基礎点数告知違反に関する「備考」欄及び注意書きにおける具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分、所属コード、飲酒検知器による測定方法並びに担当係名

（ア）大阪府情報公開条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）等が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、同条例第8条第1項第4号に該当する。

（イ）大阪府情報公開条例第8条第2項第2号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）等が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 警察電話番号

大阪府情報公開条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、警察電話番号が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、同条例第8条第1項第4号に該当する。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求書記載の主張の要旨

交通切符等の記載例の一部を開示しない決定を取り消すとの決定を求める。

大阪府警察本部長によって開示された、交通切符等の記載例は、トリムマーク付きであり、文字サイズが小さい文書であった。

しかし、本件開示請求文書は、交通違反取締りのための執務資料として利用

されていることからすれば、トリムマークのない、通常の文字サイズの文書が別にあるといえる。

(部分公開決定通知書の表面及び別紙の写し添付)

(2) 反論書（意見書）記載の主張の要旨

審査請求人は、令和3年1月22日、大阪地裁第2民事部書記官室において「大阪地裁令和2年（行ウ）第42号 運転免許証交付処分取消等請求事件」（資料1参照）の事件記録を閲覧した際、大阪府は、交通切符等の記載例につき、トリムマークが付いていないA4サイズのものを乙号証として提出しているのを確認した。

そのため、交通切符等の記載例につき、A4サイズのものが存在するといえる。

（資料1と記載した司法行政文書開示通知書及び第1007号法廷（本館10階）開廷表と記載の文書の写し添付）

2 処分庁の弁明の要旨

(1) 部分公開決定処分の内容等

ア 関係行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年1月26日付けで、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、請求内容を「交通切符等の記載例（大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの）（最新版）」とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件請求に係る決定及び通知

（ア）実施機関は、本件請求に関し、令和3年2月9日、「公開請求に係る対象行政文書に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するため」として、条例第14条第2項の規定を適用し、公開決定等の期限を令和3年2月24日に延長して、「決定期間延長通知書」（交指第83号）により審査請求人に通知した。

（イ）実施機関は、本件請求に係る行政文書として、「交通切符等の記載例」、「小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許等について（通知）（平成31年2月26日）」、「道路交通に関する条約締結国等について（通知）（平成31年3月）」、「道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和元年11月25日）」及び「道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）

（令和2年4月7日）」（以下これらの文書を「本件対象文書」という。）を特定の上、令和3年2月24日、条例第13条第1項の規定により、部分公開決定（大阪府警察本部指令（交指）第1号。以下「本件処分」という。）を行い、公開しないことと決定した部分及び公開しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（公開しないことと決定した部分及び公開しない理由）

a 「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）、

基礎点数告知違反に関する「備考」欄及び注意書きにおける具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分、所属コード、飲酒検知器による測定方法並びに担当係名

(a) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）等が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(b) 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、「補足事項（補足欄）」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分（法改正に伴う補正用紙含む。）等が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

b 警察電話番号

条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、警察電話番号が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(2) 本件処分の理由等

ア 本件処分の根拠について

(ア) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

(イ) 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、涉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(ウ) 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護する

ため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第8条第2項第2号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 「交通切符等の記載例」について

「交通切符等の記載例」(以下このイにおいて「記載例」という。)は、警察官が現場に携行して警察活動を行うことから携帯性を考慮して、B7判(128mm×91mm)で作成している。

また、記載例の制作については、契約により決定した業者に対して印刷、製本、納品等を発注して行っており、受注した業者が記載例の現物を基に独自にデータ化して制作している。

なお、記載例の記載内容の追加及び変更については、部分的な追加及び変更が主であることから、受注業者に対して口頭等により指示している。

よって、受注業者から納品された製本済みの記載例及びそのデータ(B7判、トリムマーク付)以外の文書は存在しない。

(イ) 本件請求に係る行政文書の特定について

審査請求人は、本件請求において、請求内容を「交通切符等の記載例(大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの)(最新版)」としており、実施機関は、本件請求に対応する行政文書について、前記(ア)の製本済みの記載例及びそのデータのうち本件請求の時点において最新のもの(平成30年12月発行)並びに平成30年12月から本件請求の時点までの間に記載例の記載内容の追加及び補正を依頼した文書を特定したものであるが、当該文書には条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することを決定したのであるから、本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、大阪府警察本部長によって開示された、交通切符等の記載例は、トリムマーク付きであり、文字サイズが小さい文書であった、しかし、本件開示請求文書は、交通違反取締りのための執務資料として利用されていることからすれば、トリムマークのない、通常の文字サイズの文書があるといえると主張

するが、実施機関が本件対象文書以外の行政文書を管理していないことは前述のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

理由

当公安委員会は、令和3年7月9日、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第20条の規定により、大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について、「諮問実施時において、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）の弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当である」との理由説明書を付して諮問し、条例第21条の規定により、その旨を審査請求人に通知した。



審査会は、令和4年8月5日、当公安委員会に対し、答申したものであるが、審査会の判断は次のとおりである。

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分における争点について

本件における争点は、実施機関が公開したB7版の「交通切符等の記載例」に対して、トリムマークのない、製本化された通常の文字サイズの「交通切符等の記載例」の公開を求めているものであり、その他については争いがないため、当審査会はその点についてのみ、以下、判断する。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関によると、「交通切符等の記載例」は、警察官が交通取締りの現場において、この記載例を参照して交通切符等の作成を行うための業務マニュアルであり、警察官が携行して警察活動を行うことから携帯性を考慮して、B7判で作成しているとのことである。

この「交通切符等の記載例」の製作にあたっては、製本化された「交通切符等



の記載例」の現物を基に印刷受注した業者が独自にデータ化して製作を行うとのことであり、製本済みの記載例及びそのデータ（B7判、トリムマーク付き）以外の文書は存在しないことである。

また、このデータは、製本化された「交通切符等の記載例」最新版と同一のため、デジタルデータを用紙に印刷し、公開請求の対象文書として、審査請求人に交付したことであった。

一方、審査請求人は、民事訴訟の記録を閲覧した際に、A4判の「交通切符等の記載例」を確認したと主張しており、A4判の「交通切符等の記載例」の公開を求めている。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人が主張する民事訴訟において大阪府警察本部が提出した裁判資料は、B7判の製本化された「交通切符等の記載例」を拡大コピーしたもので、審査請求人が事例として挙げている「交通切符等の記載例」は、実際はB7判のものであり、審査請求人の主張する通常の文字サイズのものは存在せず、審査請求人の主張は認められない。

したがって、製本化されたトリムマークのないものは存在するが、それは審査請求人には開示されていないものの、開示されたデータと製本化されたものは同じものであるといえ、実施機関の決定は妥当である。

4 結論

以上のとおりであることから、諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当であると答申するものである。

上記のとおり、審査会は、諮問実施機関の判断は妥当である旨答申しているところ、当公安委員会においても、上記審査会の答申を尊重し、同答申のとおり、本件行政文書の部分公開決定処分に違法、不当はないと判断するものである。

したがって、申立理由は、本件行政文書の部分公開決定処分を取り消すべき理由とは認められない。

よって、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

以 上

上記裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和4年9月7日

大阪府公安委員会

(教示事項)

この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。